

省エネルギー技術導入促進事業 Q & A

Q1 . 漁業者グループ等の取り組みに対する支援ということですが、任意団体が申請することができますか。

A1 . 課題の提案者は日本の法人格を有するものである必要があります。したがって、実施主体としては、漁協やグループ内の法人格を有する漁業経営体などが想定されます。
(応募要領3の(1)「課題提案者の要件」)

Q2 . 提案者の要件に「漁船を用意できる者」とありますが、漁船が用意できれば個人が本事業に提案することができますか？

A2 . 本事業は、漁船の操業を通じた実証試験を行うものであり、提案者の要件では漁船を用いることが確実であるとの趣旨で「漁船を用意できる者」と記されています。しかしながら、個人は補助事業の実施主体となりません。そこで、個人所有の漁船を用いて実証試験を行う場合など、漁業協同組合や漁業協同組合連合会、民間企業が実施主体となり、個人所有等の漁船を用いた取り組みが行える仕組みとしています。なお、この場合は、協同申請となることが想定されます。

Q3 . 「未普及の技術」とは、漁船では一切、実用化されたことがない技術でないといけないのですか。

A3 . 導入する漁船の操業形態において、未だ普及されていない技術、導入実績がなく実用化がなされていない技術であれば対象となります。

Q 4 . 「導入する設備が従来と比較して10%以上の省エネ」とは、既存設備との比較でよいのですか。

A 4 . 基本的には、導入する漁船で現在使用している設備との比較をすることになります。ただし、既存設備に性能劣化等がある場合は、それを差し引いて比較してください。

Q 5 . 複数技術の組み合わせにより原則5%以上の省エネとは、具体的にどのようなことですか。

A 5 . 一隻の漁船に複数の技術を導入した結果、船全体の燃油消費量が5%以上低減されるものです。例えば、推進に要するエネルギー削減と漁ろう設備のエネルギー削減の対策を講じて、導入前と同様の操業を行った場合に、導入後は1操業あたりの燃油消費量が5%以上低減される、といった計画を示すことが想定されます。

Q 6 . 普及時の技術導入にかかる費用が省エネ効果と比較して妥当であることは、どのようなことを目安とするのでしょうか。

A 6 . 導入後の漁船が操業を行うにあたって、導入にかかる初期投資を、燃料費や運転コストの削減効果により回収できるまでの期間が合理的なものであるかどうかを目安となります。
なお、当該技術が実用化され、普及段階になった時点での初期投資費用をベースとすることになりますが、その試算の考え方について不明な点がある場合は、個別に(社)海洋水産システム協会がご相談に応じることも可能です。

Q 7 . 実証試験では、どのようなことを行う必要があるのですか。

A 7 . 漁船での実証試験は、省エネ設備の導入前と後との比較をするため、実際の操業を通じて、燃油消費量や漁獲状況等に関するデータ収集を行います。データ収集に関しては、客観性を確保するために必要に応じて専門家等の確認を得る必要があります。
また、収集したデータをとりとまとめ、普及促進機関が開催する検討会等への出席、報告を行う必要があります。

Q 8 . 実証試験にかかる経費は、事業費にすべて計上することができますか？

A 8 . 本事業は実施主体が自らデータ収集を行うこととしており、これにかかる経費は補助対象経費に含まれておりません。ただし、有効なデータを確保するためのデータ収集機材の購入費や収集にかかる専門技術者の支援を受けるための費用は洋上実証費として計上することができます。また、収集したデータのとりまとめや普及促進機関への報告等に必要な経費はデータ収集解析費として計上することができます。

Q 9 . 補助対象経費は、具体的にどのようなものが想定されるのですか。

A 9 .

実証技術を漁船に導入するのにかかる費用、設備費・工事費・保守管理費が対象となります【補助率 1 / 2】

データ収集に必要な実証試験にかかる燃油代(試験内容に基づいた必要最小限の期間が対象)【補助率 1 / 2】

操業を通じたデータの収集を行うのに必要な器材費(流量計、データロガー等)、専門家等によるデータチェックを行うのに必要な謝金、役務費等が補助対象となります【定額補助】。本来の操業に必要な、船員の人件費は補助対象経費とはなりません。

洋上試験結果の取りまとめに要する、賃金・印刷費・通信費等や、検討会等への出席に要する旅費が対象となります【定額補助】